

議案第83号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、香椎パークポート地区の緑地を駐車場等として有効活用するため、条例の適用対象となる緑地の範囲を改める必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 この条例において「緑地」とは、次に掲げるもののうち市長が指定したものをいう。

- (1) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設に該当する緑地
- (2) 前号の緑地に準じる区域

第3条第1項中「第16条の2第1項に規定する」を削る。

第16条の2第1項中「(港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設に該当する緑地のうち市長が指定したもの及び当該緑地と一体として管理を行う必要があるものとして市長が指定した区域をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。